

## 広島県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所吳支所において、令和八年二月二十六日までの間、縦覧に供する。

令和八年二月十二日

広島県知事 横田美香

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道倉橋大向釣士 田港線	呉市倉橋町字西豊浜三八九番八地先から 呉市倉橋町字綿郷一〇三六九番一地先まで	令和八年二月一二日